

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.net

ひとり親従業員に対する
支援と助成金

母子世帯・父子世帯の世帯数は、平成27年の国勢調査によると、母子世帯で754,724世帯、父子世帯で84,003世帯でした（平成27年10月1日現在）。子育てと就業の両立が難しいなどの理由から、母子家庭の母、父子家庭の父の就業は困難なことも多いと思われます。社員には安心して長く働いてもらいたいと考える企業にとって、ひとり親従業員に対して何ができるのでしょうか。

◆「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」受賞企業の取組策

厚生労働省では、ひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を表彰する「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を平成18年から行っています。平成30年度に受賞した企業の取組みを見てみましょう。

【株式会社ヨシケイ】（埼玉県／夕食材料等の配達事業）

- ・社員から「本音の困りごと」を聴き取り、常に職場環境の改善を重ねる
- ・子供を家で待たせないために定時退社の促進。家族での時間を確保するため、有給休暇の取得を促進
- ・完全週休2日制。ノー残業
- ・婦人科検診実施や人間ドックの補助
- ・子供が病気でも休めるバックアップ体制

【株式会社羽島企画】（岐阜県／福祉・介護サービス事業等）

- ・定時退社、夜勤時間帯の就労免除
- ・0～2歳児の保育料援助（提携保育園へ預ければ保育料無料）
- ・会社行事への子連れ参加など

【有限会社ライフケア】（熊本県／福祉・介護サービス事業等）

- ・保育園で預かってもらえ

ないときの子連れ出勤

- ・時間単位有給休暇取得制度 など

◆企業に対する厚生労働省の助成金

- ① 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）……ハローワーク等の紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成。
- ② トライアル雇用助成金……ハローワーク等の紹介で、ひとり親を一定期間（原則3カ月）試行雇用する事業主に、助成金を支給。
- ③ キャリアアップ助成金の加算……キャリアアップ助成金正社員化コース（有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成）を実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金を加算。

「産業保健師」の活用を検討してみませんか

◆企業と産業保健活動

企業には、近年のメンタルヘルス不調者の増加、高齢化による従業員の平均年齢の上昇、長時間労働対策の必要性が増していること等を背景に、従業員の健康管理に取り組むため、産業保健活動を効果的・効率的に進めることが求められています。しかし、特に中小規模事業所においては、健康診断の機会の提供以外のサービスはほとんど行われていないのが現状です。産業医の人数不足や、健康問題について対応できる人材が社内にはいないといった問題もあります。

このような問題に対応するため、今、「産業保健師の活用」が注目されています。

◆「産業保健師」とは

保健師の最も大切な役割は、病気になる前の段階でその予兆を察知し、疾病の発生そのものを予防することです。保健師の職種は行政保健師・学校保健師・産業保健師に分類されますが、うち「産業保健師」は、主に民間企業や健康保険組合で産業医や衛生管理者、人事担当者と一緒にチームを組み、従業員の健康維持・改善・促進等をサポートする存在です。

◆産業保健師を活用するメリット

産業医も従業員の健康をサポートする存在ですが、その業務においては実際に疾病にかかった方への対応や、面接指導等の業務が優先されがちです。産業保健師を活用すれば、たとえばちょっとした健康に関する相談、新入社員のフォローなど、産業医だけでは時間や費用の関係で難しかった対応も可能となります。産業医と現場、担当者をつなぐコーディネーターとしても機能します。

また、産業医の選任義務のない事業場においては、産業保健師に健康管理のための各種対応を行ってもらうことで、効果的な産業保健活動を、費用を抑えながら行うことができます。

近時は派遣スタッフとして働く産業保健師も増えています。活用を検討してみたいかがでしょうか。

2月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

3日

- 贈与税の申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

17日

- 所得税の確定申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

3月2日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第4期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所より一言～